

13 金融

(1) 金融規制・監督・検査手法の見直し

ルールの簡素化・予見可能性の向上

ア 「監督指針」「金融検査マニュアル」の見直し

現在の「監督指針」(「事務ガイドライン」を含む。以下同じ。)や「金融検査マニュアル」等は、金融機関の自主的な経営を促すことを阻害しているとの指摘もある。既に、「金融検査マニュアル」等において、自主的な経営を促す方向での見直しが行われている事例もあるが、プリンシプル・ベースの規制・監督がふさわしい分野においては、個々の金融機関の自律的なイノベーションを促す上で必要があれば、「監督指針」や「金融検査マニュアル」について柔軟に見直しを行うべきである。「監督指針」や「金融検査マニュアル」は当局の担当者に対する指針として作成されており、法令としての効力を持つものではなく、監督や検査において「監督指針」や「金融検査マニュアル」に基づく画一的な行政が行われてはならないことはいうまでもない。他方で、これらが監督や検査の実務においてはもとより、実態として金融機関がこれらに基づいて内部規定を作成するなど、金融機関の経営にとって非常に重要な参考資料としての役割を果たしていることも事実である。こうした状況を踏まえると、それらの内容や構成についても、必要に応じ簡素化や明確化といった、改善に向けての不断努力が求められる。

したがって、金融機関が自ら業務の在り方をプリンシプルに沿って自主的に規律していく方向と整合的にする上で必要があり、金融機関等からの具体的な改善要望があれば、「監督指針」「検査マニュアル」を簡素化・明確化する方向で柔軟に見直しを行う。【平成 20 年度以降逐次措置】(金融ア c)

イ 解釈事例集・Q & A の積極的発信

プリンシプル・ベースの規制を組み合わせしていく際に、金融機関にとっての予見可能性が低下しないようにする必要がある。民間企業等が法令の解釈等について金融庁に事前に照会する制度としては、いわゆる「ノーアクションレター制度」や「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」があり、これまで累次の改善が図られてきてはいるが、回答が公表にまで至るケースは多いとは言えない実態にある。ノーアクションレター制度等の活用を引き続き促していくことと同時に、金融機関等からの個別の照会・相談に対する回答を解釈事例集として公表する等により、予見可能性向上に向けた態勢整備を行っていく必要がある。例えば、金融庁が平

成 20 年 2 月 21 日に公表した「金融商品取引法の疑問に答えます」等は、法令の趣旨・目的を説明する一方で金融機関の自主的な業務運営を促すものであり、プリンシプルを重視したルール解釈を示したものと言える。そこで示された回答は、金融機関の問題意識に沿ったものとなっており、監督当局と金融機関の対話の前提となるべき監督当局の考え方を金融機関にわかりやすく伝えるものとして、金融機関側からも評価されているものである。こうした法令の解釈事例を行政当局がわかりやすい形で積極的に発信することは有用である。民間企業・個人等（以下「照会者」という。）から行政当局に対する照会・相談があり回答したもののうち汎用性があると考えられる事項については、それらを解釈事例集・Q & A としてホームページ上に公表し、それを踏まえて金融機関の自主的な対応を促すことは実効性があると考えられる。

したがって、「ノーアクションレター制度」や「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」の利用を促すとともに、個別事案毎に照会者に対して出された解釈のうち汎用性のある事項については、そこで示された当局の考え方を集成した解釈事例集・Q & A を積極的に発信する。【平成 20 年度以降逐次措置】（金融ア d）

金融検査の透明性の向上

ア 「意見申出制度」等の活用促進

金融検査に対しては、被検査機関側から意見を申し出る意見申出制度は存在しているものの、最近の利用実績から見れば、「意見申出制度」の趣旨が金融機関に十分に理解されていないこと等が考えられる。

したがって、「意見申出制度」が躊躇なく利用されるよう、年度ごとの利用実績や行政当局の対応の公表に加え、継続的な周知や広報に努める必要がある。また、「検査モニター」についても、そこで出された意見と検査当局の対応などについて、全体としての制度の運用状況の公表などを検討する。【平成 20 年度以降逐次措置】（金融ア e）

イ 検査官に対するベター・レギュレーションの趣旨の浸透

ベター・レギュレーションの達成のためには、検査官の意識改革が金融庁のみならず地方財務局の検査官にまで徹底されていくことが重要である。特に、金融機関にとっては、オンサイトの検査官の検査姿勢が、金融機関との双方向の議論を大切にし、経営の自主性を尊重するものであると同時に、オフサイトの監督部局との連携が担保されていること等が検査の信頼感を高めるものと考えられる。

したがって、オンサイトの検査担当者に対して、ベター・レギュレーションの

趣旨の理解を浸透させると同時に、監督部局との連携も高めていくよう一層の工夫を検討する。【平成 20 年度以降逐次措置】(金融ア f)

ウ 「金融検査指摘事例集」における 5 項目に関する事例の紹介

金融庁ではベター・レギュレーションの取組の一環として、検査の質的向上に取り組んでおり、「重要なリスクに焦点をあてた検証」「問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明」「問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証」「指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化」「検査結果に対する真の理解（納得感）」の 5 項目（以下「5 項目」という。）について、金融検査で特に配慮すべき事項とされたところである。

金融検査の質的向上のためには、5 項目について検査官への浸透を図ると共に、例えば、「問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明」等、5 項目を踏まえて金融検査の事例等の情報を発信することにより、金融機関側の理解を深めることも必要である。

したがって、「金融検査指摘事例集」等において 5 項目も踏まえて金融検査の事例を選定する。【平成 21 年度以降逐次措置】(金融ア g)

エ 立入検査への第三者立会いの条件緩和の検討

現在は、被検査金融機関からの申出による立入検査への第三者立会いについて、特段の事情があると主任検査官が判断する場合以外は認められていない。

しかし、現在の民間金融機関の実務においては、単に法令の解釈や会計処理のみならず、コンプライアンス体制の整備やより良い経営態勢の構築に際してもこうした弁護士や公認会計士などの専門家のアドバイスを得ていることが少なくない。経営の当事者である被検査金融機関が、専門家に頼ることなく検査を受検することを担保しつつ、金融機関の将来の経営改善に役立つ検査を実施するという観点からは、検査の場にこうした専門家を陪席させることは有用である。こうした第三者の陪席をより柔軟に認めることは、検査の透明性拡大にも資すると考えられる。

したがって、被検査金融機関が、専門家に頼ることなく検査を受検することを担保した上で、被検査金融機関からの申出に基づく立入検査への第三者立会いについて、主任検査官の裁量に委ねられないようにする仕組みを検討する。【平成 21 年度措置】(金融ア h)

(2) 金融商品取引法制に係る課題

組織再編成行為における開示規制の見直し

平成 17 年の会社法改正により組織再編成行為が柔軟に行えるようになったことを受け、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）において、組織再編成行為に関する開示規制が導入されたところである。

吸収分割会社または新設分割会社（以下「分割会社」という。）のみが吸収分割承継会社や新設分割設立会社（以下「承継会社等」という。）の株式を取得することとなるいわゆる物的分割の場合においても、承継会社等に係る情報を分割会社の株主や市場等に対して提供することが投資家保護上必要であるとの観点から、当該分割会社の株主が 50 名以上の場合には、当該承継会社等に対して開示規制が課されている。

他方、いわゆる物的分割の場合には、実際に承継会社等の株式が分割会社の株主へ交付されているものではないことから、承継会社等の株式が分割会社の株主に分配される場合に限って開示規制を課すべきとの指摘もある。

したがって、いわゆる物的分割に係る開示規制の在り方について検討する。【平成 21 年度以降検討】（金融ア）

第 2 財形及び第 3 財形の信託受益権に関する開示規制の見直し

財産形成給付金信託（第 2 財形）及び財産形成基金信託（第 3 財形）（以下「第 2 財形等」という。）の信託受益権は、金融商品取引法において有価証券とされ、当該信託財産の運用は、一般合同金銭信託（元本補填契約付）で運用されるため、信託資産の価額の総額の 100 分の 50 を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用する場合に該当し、金融商品取引法の開示規制が適用される。

また、当該信託受益権について特定期間（信託の計算期間）の末日における所有者数が 500 名以上である場合には、特定有価証券として公衆縦覧型の開示規制が適用される。

他方、第 2 財形等の導入には厚生労働大臣の承認が必要であり、その承認の要件として、受益権を譲渡することができない旨が信託契約に定められていることとされていることから、開示規制の対象とする必要はないと考えられる。

したがって、第 2 財形等について、金融商品取引法の開示規制の適用除外とする。

【平成 20 年度措置】（金融ウ 30）

引受契約等における契約締結前交付書面の交付省略

引受契約及び募集・売出しの取扱いに係る契約について、金融商品取引契約の相手方（以下「契約の相手方」という。）が特定投資家である場合は、契約締結前交

付書面の交付義務はないが、契約の相手方が一般投資家の場合は、契約締結前交付書面の交付義務がある。

しかし、引受契約及び募集・売出しの取扱いに係る契約について、金融商品取引業者等と契約の相手方との間で契約締結を行う際には、内容について説明し双方で協議するので、契約締結前交付書面を交付しなくても、契約の相手方の保護は図られていると考えられる。

したがって、引受契約及び募集・売出しの取扱いに係る契約については、契約締結前交付書面の交付を不要とすることを検討する。**【平成 20 年度措置】**(金融ウ 31)

公開買付代理業務における契約締結前交付書面の交付省略

金融商品取引法施行後、一般投資家に該当する者を対象とする公開買付けの事例としては、MBO事案においてプライベートエクイティファンド（PEファンド）が特定目的会社を利用する場合が多数を占める。PEファンドは、形式的には法令上の一般投資家に該当するが、投資のプロであり、契約締結前交付書面を交付する必要はないと考える。

加えて、公開買付けの場合には、厳格な手続きが定められていることや一般的に公開買付者と公開買付代理人との間で事前に十分な協議が行われることから、公開買付代理業務における契約締結前交付書面の交付省略を検討する。**【平成 20 年度措置】**(金融ウ 32)

公開買付代理業務における契約締結時交付書面の交付省略

公開買付代理契約を締結する場合、一般的に公開買付者と公開買付代理人は、「公開買付代理及び事務取扱い契約書」を作成し、公開買付届出書の添付書類としてEDINET（Electronic Disclosure for Investors' NETwork：金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）への登録を行う。同契約書の内容は、金融商品取引業等に関する内閣府令で求められている契約締結時交付書面の記載事項のうち重要な部分が、ほぼカバーされている。

したがって、公開買付けの場合には、厳格な手続きが定められていることや一般的に公開買付者と公開買付代理人との間で事前に十分な協議が行われることを踏まえ、公開買付代理業務における契約締結時交付書面の交付省略を検討する。**【平成 20 年度措置】**(金融ウ 33)

(3) インサイダー取引規制の見直し

信託方式又は投資一任方式による自己株式取得の取扱いの明確化

上場会社が信託方式又は投資一任方式によって自己株式取得を行う場合、実際には第三者である信託銀行等が買付主体となるところ、会社関係者が重要事実を知って売買等を行う場合に該当するかどうかは明確でなく、自己株式取得が行いにくいとの指摘がある。

したがって、上場会社による信託方式又は投資一任方式での自己株式取得について、インサイダー取引規制に該当しない条件等を明確化する。【平成 20 年度中措置】(金融ウ 29)

上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が子会社について解散したことに係る軽微基準の新設

インサイダー取引規制の重要事実である「子会社の解散」については、軽微基準が設けられておらず、上場会社の役員等が、子会社の業務執行決定機関が子会社の解散を決定したことを職務上知りつつ解散の公表前に当該上場会社等の株券等を売買することは、子会社の解散が上場会社等の業績にほとんど影響を与えないような場合でも、インサイダー取引として禁止されている。

インサイダー取引規制でいう子会社とは、有価証券報告書等に記載される子会社のことであるが、有価証券報告書等に記載される子会社の解散の中には上場会社等の業績に影響を与えていないものもあり得ると考えられる。

したがって、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準を新設する。【平成 20 年度中措置】(金融ウ 28)

(4) 送金に関する規制の緩和

現在の銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)は、為替取引業務を銀行の固有業務としており、銀行に独占させている。しかし、技術革新と金融市場のグローバル化の実態に合わせて送金業務を銀行以外の事業者が担えるようにし、送金手数料の引き下げや革新的な技術を持つサービス提供主体の拡大を通じて、利用者の利便性向上や金融市場の国際競争力強化を図っていくことが重要である。

したがって、銀行以外の主体が送金業務を担えるようにする。【平成 20 年度検討】(金融ア)

(5) 外資規制の見直しについて

内外無差別の例外である外資規制の在り方について包括的に検討を進める。【平成 20 年度中措置】(金融オ)

(6) 業務範囲規制の見直し

発行体向けクロスマーケティング規制の見直し

銀行等の職員が、取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介することは認められているが、アドバイスや紹介に止まらない具体的な条件の提示や交渉を行うことは認められていない。

したがって、顧客ニーズへの対応、我が国金融機関の国際競争力、効率的な業務運営、諸外国における制度等の観点から、一方で銀行等の優越的地位の濫用、銀行と投資家との間の利益相反関係、証券会社の引受審査態勢の強化との関係といった観点も踏まえつつ、発行体向けクロスマーケティング規制を見直す。【平成 21 年度結論】(金融ア a)

不動産デリバティブ取引の差金決済型デリバティブ取引の解禁

事業会社（不動産会社等）や金融機関の有する不動産価格変動リスクは、従来適切な管理が困難であったが、参照指標となる国内不動産価格の I N D E X は既に複数公表されており、そうした指標に基づく不動産デリバティブを活用したマクロヘッジが可能となれば、事業会社等の経営の健全性確保に資するものと考えられる。

また、例えば船舶運賃についても、国際的にはバルチック海運指数を指標としたデリバティブ取引等が活発に取引されており、こうしたその他の資産価格・指標を参照する差金決済型デリバティブ取引についても、銀行及びその証券子会社の業務範囲に加えるニーズがあることが予想される。

我が国においては、既に銀行等に対してコモディティ（商品）や排出権等に係る差金決済型のデリバティブ取引が許容されているところであり、不動産価格の I N D E X 等を参照指標とするデリバティブを含め、差金決済を条件として行われるデリバティブ取引一般についても、リスク管理手法がほぼ同様であること、現物資産を保有することがないこと、取引の実態はキャッシュフローの交換であることから既存の銀行業務との親和性が高い。

したがって、銀行及びその証券子会社等による差金決済型の不動産デリバティブ取引への従事を、銀行のその他の付随業務として銀行及びその証券子会社の業務範囲に加えることが考えられる。

他方、世界的な金融危機の中で、デリバティブ取引を巡る様々なリスクが顕在化したことから、デリバティブ取引の金融システムに与える影響や取引基盤の安定性について、国際的に問題提起がなされ、各国協調してとるべき対応策等について議論が行われている。

本件についても、国際的な議論の動向を踏まえつつ我が国や世界の金融システムの安定に資する形で適切に対応する。【平成 21 年度検討・結論】(金融イ)

(7) 規制改革要望の集中月間において提出された個別要望の検討・これまで答申された事項のフォローアップ等

預金取扱金融機関

ア 銀行による有価証券の貸借取引の媒介等への従事

外国人投資家の保有株式等の多くは日中、カストディ銀行に保管・管理されたままとなっており、外国人投資家の常任代理人業務を行っているカストディ銀行が、当該株式等の貸借取引の媒介等を行うことにより、これらの株式等を貸借取引に活用することができれば、証券決済の円滑化や本邦株式市場の流動性向上に資すると考えられる。

したがって、銀行による有価証券の貸借取引の媒介、取次ぎもしくは代理業務への従事を検討する。【平成 21 年度検討】(金融イ)

金融商品取引業

ア 発行者以外の者による株券等の公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項の簡素化

公開買付届出書においては、公開買付者に関し、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書を記載することとされているが、公開買付者が継続開示会社である場合は、これらの情報は有価証券報告書等に記載され、公衆縦覧されているため、株主等はそれらを参照することも可能である。

他方で、公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等の利便性に特に配慮が必要であり、株主等にとっての情報の一覧性を確保することも必要である。

したがって、こうした点に配慮しつつ、公開買付者が継続開示会社の場合には、上記記載事項の簡素化の可能性について検討を行う。

また、公開買付けの対象者が継続開示会社である場合における、対象者の状況の記載についても同様の検討を行う。【平成 21 年度検討】(金融ウ 34)

イ 発行者による上場株券等の公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項の簡

素化

発行者による上場株券等の公開買付けにおける公開買付届出書においては、発行者の状況を記載することとされているが、発行者は上場会社であるため、これらの情報の多くは、有価証券報告書等に記載され、公衆縦覧されており、株主等はそれらを参照することも可能である。

他方で、公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等の利便性に特に配慮が必要であり、株主等にとっての情報の一覧性を確保することも必要である。

したがって、こうした点に配慮しつつ、発行者の状況に関する記載事項の簡素化の可能性について検討を行う。【平成 21 年度検討】(金融ウ 35)

ウ EDINETの提出時間の延長

現在、EDINETによる開示書類の受付時間は、原則として平日の午前 9 時から午後 5 時 15 分までとされている。しかし、上場会社のエクイティ・オファリングにおいて、開示書類を EDINET で送信するには、提出時限が午後 5 時 15 分までとなっているため、特に提出書類が多い場合には短時間での作業を強いられ、事務負担が過大との指摘がある。

したがって、EDINETによる開示書類の受付時間について、午後 5 時 15 分までとなっている提出時限を延長する。【平成 21 年度結論】(金融ウ 25)

保険

ア 保険会社及びその子会社による金融商品仲介業者及び銀行代理店の事務支援業務の解禁

保険会社は保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 100 条において、保険業、付随業務及び法定他業以外の事業を営むことが禁止されている。他業禁止の趣旨は、他の事業を営むことによる欠損が生じた場合、保険業の財務基盤が毀損することとなり、その結果、保険契約者に不利益を及ぼすことを防止することにある。

一方、個々の金融機関においては、金融サービス利用者の利便性向上のため、不断の変革を行うことが求められており、金融業態間の垣根は急速に低くなりつつある。

保険会社においては、顧客企業、代理店販売網等多くの取引先を有しており、取引先事業者等が金融商品仲介業や銀行代理業に参入するにあたり、「証券会社への書類の取次」等の事務支援業務を、取引先事業者等から求められている。更

に幅広い金融サービスが提供できるようになることは、経営の効率化が進展するとともに、顧客利便性の向上にも資することから、以下の措置を講じる。

- a 保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が、金融商品仲介業者の事務支援業務を行うことができるようにする。(金融工)
- b 保険会社が、銀行代理店を兼営する保険代理店を対象として、銀行代理店の事務支援業務を行うことができるようにする。(金融工)【平成 21 年度措置】